

議員提出議案第10号

インボイス制度の実施延期を求める意見書

上記の議案を提出します。

令和5年7月7日

中野区議会議長 酒井 たくや 殿

提出者 中野区議会議員 細野 かよこ
武田 やよい
小宮山 たかし
石坂 わたる

インボイス制度の実施延期を求める意見書

令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施が予定されており、令和3年10月からはインボイス発行事業者の登録申請が開始されている。

これまで、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されてきた。しかし、インボイス制度の登録事業者になることにより、売上高にかかわらず納税義務が生じることとなる。また、消費税免税事業者はインボイスを発行できないことから、課税事業者との取引から排除される恐れがある。

このように、現在、長引くコロナ禍や物価高騰などの影響で地域経済が疲弊している中で、インボイス制度が実施されることにより、中小零細事業者、フリーランス等は事業の継続が困難になり、地域経済の衰退に拍車をかけてしまうことは明らかである。

よって、中野区議会は、政府に対し、インボイス制度の実施を延期することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

財務大臣 あて

経済産業大臣

中野区議会議長名